

広報

あいづばんげ

1

2015 No.605

CONTENTS ～今月の内容～ 表紙「坂下南幼稚園餅つき会」

- | | | | |
|----|-------------------------|----|----------------------|
| 2 | 新年のごあいさつ | 11 | 食育だより |
| 3 | 住民の声 | 12 | 図書室だより |
| 4 | 申告相談が始まります | 13 | まちの話題 |
| 6 | パブリックコメント募集 | 16 | お知らせ板インフォメーション |
| 7 | 農地パトロールと農地の賃借・売買 | 22 | 健康づくり・すこやか |
| 8 | ごみの減量へのご協力をお願いします | 23 | 1月の保健ガイド・戸籍の窓口 |
| 9 | 私たちの学校「坂下南・坂下東幼稚園お楽しみ会」 | 24 | 私たちの学校「ばんげ保育所 お楽しみ会」 |
| 10 | 町史編さんだより | | |

AR

ARのある写真にスマートフォン等をかざると関連した動画が視聴できます。
ダウンロード及び視聴方法はQRコードまたは、町ホームページで「AR」と検索！ QRコード



明けまして おめでとうございます

会津坂下町長

齋藤 文英



輝かしい平成27年の新春を迎え、皆さまには穏やかな日々をお過ごしのこととお喜び申し上げます。

昨年は4月から消費税が8%となり、政府の景気浮揚策にもかかわらず、苦しい家計事情が続いた年だったと思います。さらに、いまだ原発事故の終息が見えず、重苦しさはそのままだす。しかし新しい県のリーダーが選出され、また、国政の枠組みもリセットされました。今後、時代の潮流に乗り遅れることなく、町政のかじ取りを行ってまいります。

平成26年度には、教育施設適正配置の仕上げとして坂下南幼稚園建設工事に着手しました。これでハード面では完成を見ますが、町教育基本理念である「生きる喜びを育む教育」の推進のため、家庭・地域の役割を重要視しながら施設間の連携を強化してまいります。「子育て支援日本一」を名ばかりに終わらせることなく、子育て世代が安心して生活できる体制づくりを進めます。

昨年末には朗報が届いております。それは、坂下東幼稚園が福島県建築文化賞準賞を受賞いたしました。これら素晴らしい施設の中で子どもたちが伸び伸びと育っていくことを願うものであります。

また、10月に開所した道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」は、地域経済発展の台風の目となっております。今後とも農産物や物産品の販売拠点として支援してまいります。

さて、少子高齢化に歯止めをかけるため、国は地方創生関連2法案を成立させ、「人口ビジョン」及び「総合戦略」を早期に作成し、地方においても同様の策定を義務付けております。人口減少は、一自治体が解決できる問題ではありませんが、自分たちが自ら考え、戦略を形作っていくことは、地方自治体が担うべき責務であると考えます。他の自治体の出方を伺うのではなく、一歩でも二歩でも先に取り組み、先に成果が得られるよう、職員一丸となつて汗をかいてまいります。

今般、第五次会津坂下町振興計画後期基本計画を策定いたしました。今後は、この具現化に向けたまさに総合的な戦略を立てていくこととなります。

町の財政状況は決して誇れる内容にはありませんが、その中で、防災の拠点となる新庁舎建設を明示し、実現に向けて努力してまいります。町政は万全ではありません。痛みも伴います。しかし、町民の皆さまの

安全・安心な暮らしを守るため、知恵を絞ってまいります。町ができること、町で行うべきことは責任を持つて行います。町民の皆さまがやるべきこと、町民の皆さまにやってもらいたいことを明確にしながら、決意を持って町政の進展に努めてまいります。

また、今年はい津坂下町が町政施行をして60年となり、「還暦」を迎えます。

60年の区切りの年ということに意義を感じて物事に取り組んでまいります。

今後とも町政全般にわたるお力添えをお願いするとともに、本年が皆さまにとりまして最良の年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のあいさついたします。



道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」

住民の声

記名投書を!

住民の皆さまの意見・要望・提案や苦情も含め、広聴する仕組みとして、広報あいつぱい5月の5月号に折り込みました「住民の声」について報告します。

10月末において、手紙・メール等で28件の投書をいただきました。

記名投書された方には、直接回答をしています（氏名の公表はいたしません。）が、その内容の一部を紹介します。

なお、投書用紙は役場本庁舎・南分庁舎・中央公民館に設置してありますので、まちづくりについての建設的な投書をお待ちしています。

防災無線放送について

チャイムはよく聞こえるが、肝心のアナウンス部分が聞き取れない。何か良い方法を検討してほしい。

【回答 総務課】

町では、防災無線のデジタル化工事を実施しており、以前より聞きやすくなっていることと思いますが、騒音と感しない程度のボリュームで放送しているため、特に気密性の高い住宅におきましては、室内で聞き取りにくい環境にあると思われます。

また、簡潔明瞭に聞き取りやすい放送に努めてまいりますので、

ご理解をお願いします。

なお、防災無線放送内容のテレフォンサービスを今年度より行っておりますのでご利用ください。
※テレフォンサービス

☎ 84・1511

マイマイガの町対応について

今年はマイマイガの大発生により被害が見受けられた。町の早い判断力と対策を望む。

【回答 生活課】

町では、7月下旬よりマイマイガが大量に発生し、成虫が飛んでいた、卵塊が見受けられるようになり、8月上旬に、生態と防除方法及び作業上の注意点に関して全戸回覧を行い、9月中旬に全ての公共施設（一部高所を除く。）に付着した卵塊を除去しました。

マイマイガの大量発生は3年程度続くと思われます。適期の除去等の情報提供や効果的な対策を行ってまいりますので、ご理解をお願いします。

町の健康診断結果について

診断結果通知が届くまで、1か月以上かかる。早く結果がわかるよう検討してほしい。

【回答 生活課】

町の健（検）診につきましては、結果通知作成も含めて健（検）診実施機関に委託しております。

実施機関では、県内の多くの市町村と委託契約を結んでおり、健（検）診の実施が同じ時期になることも多いことから、結果通知の作成に、5〜6週間かかってしまう状況にあります。
出来るだけ早期に結果送付できるように、引き続き要望してまいります。

▼問い合わせ先

総務課 行政管理班
☎ 84・2477



平成27年の町県民税・所得税申告相談が始まります

申告に必要な書類の準備はお済みですか？

申告相談は 2月12日から各地区コミュニティセンター・中央公民館で行います。

この申告は、昨年一年間の所得を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となる大切なものです。

申告時に必要なもの

◎通帳及び届出印

◎所得金額を証明する書類（源泉徴収票（コピー不可）、支払調書、収支計算書等） **記帳された帳簿**

※農業・事業等の収支は記帳された帳簿等で受付します。領収書等の持参だけでは受け付けできません。

◎公的年金保険料の領収書又は支払額が確認できるもの

◎医療費等控除がある場合は、「領収書」

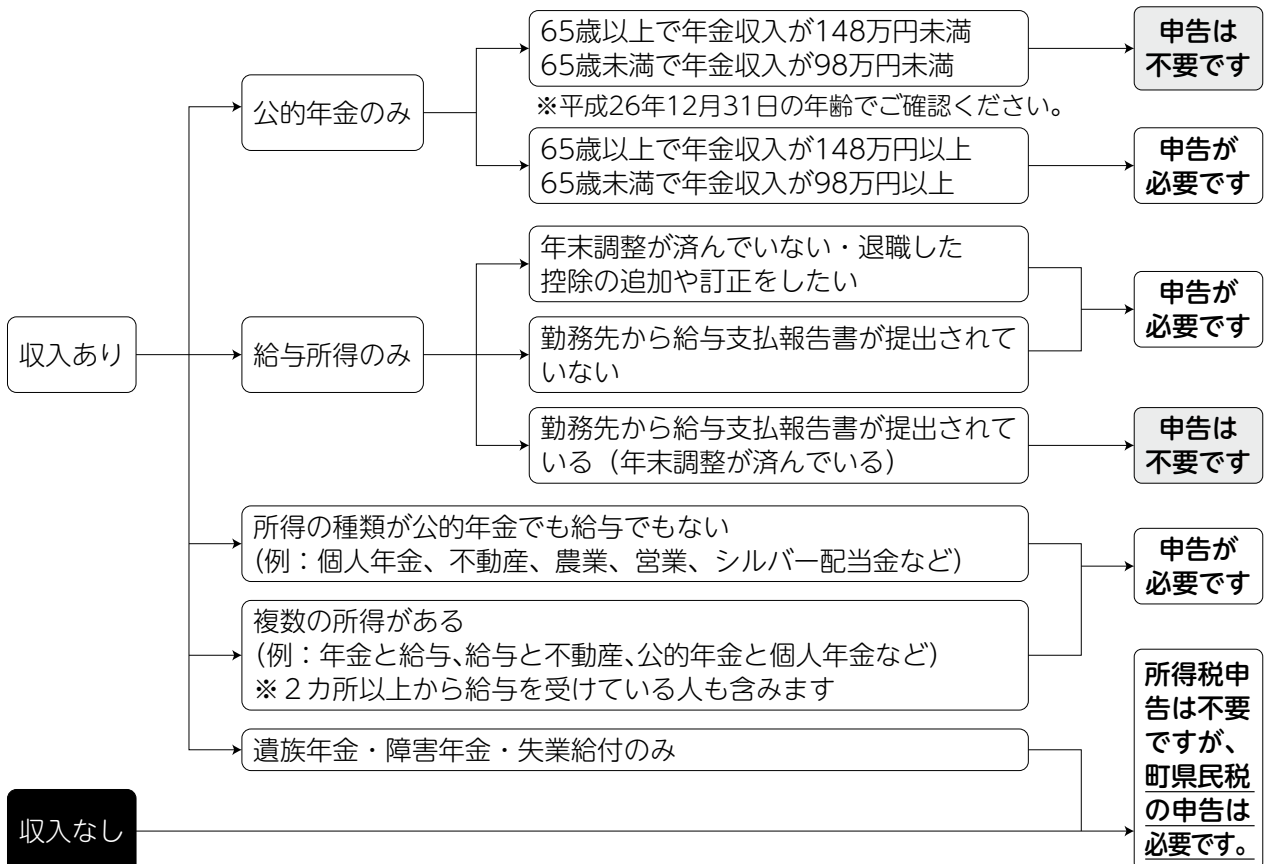
◎本人、または、扶養される方が障がい者の認定を受けている場合は、「障害者手帳」

◎本人、または、扶養される方が要介護認定1～5を受けている場合は、役場交付の「障害者控除対象者認定書」

◎その他、申告内容に応じて必要な書類（各種保険料控除用の支払証明書等）

申告が必要な方 ～チェックしてみましょう～

Q：平成26年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？



★ご注意ください★

～ 申告期限は3月16日(月)です ～

・未申告の方の場合、所得証明等の発行や、保育料・児童扶養手当・国民健康保険税等の算定で不利益を受けることがありますので、必ず申告をお願いします。

【問い合わせ先】

総務課 税務管理班（1階右側⑥窓口） ☎ 84-1502 会津若松税務署 ☎ 27-4311

平成27年 申告相談日程表

【受付時間】 午前の部：午前8時30分～11時30分まで
 午後の部：午後1時～4時まで

月	日	曜日	申告相談会場	午前の部	午後の部
2月	12	木	高寺コミュニティセンター	片門・洲走	窪倉・舟渡
	13	金	高寺コミュニティセンター	窪・赤城新田・杉山	天屋・本名
	14	土	休日		
	15	日	休日		
	16	月	八幡コミュニティセンター	塔寺	塔寺
	17	火	八幡コミュニティセンター	気多宮・大沢・平井	塔寺二区・朝立・和泉
	18	水	川西コミュニティセンター	見明・津尻	宇内
	19	木	川西コミュニティセンター	長井	大上・袋原
	20	金	広瀬コミュニティセンター	立川・御池田	青木
	21	土	休日		
	22	日	休日		
	23	月	広瀬コミュニティセンター	三谷・下政所	青津
	24	火	広瀬コミュニティセンター	五香・西青津	沼越
	25	水	若宮コミュニティセンター	牛沢	牛沢・蛭川
	26	木	若宮コミュニティセンター	勝方・大村	矢ノ目・上金沢
	27	金	若宮コミュニティセンター	樋渡・水島・大江・沖	金沢・上新田・中新田
3月	28	土	休日		
	1	日	休日		
	2	月	金上コミュニティセンター	福原・上開津・中開津	金上・樋口分・太田谷地・新開津
	3	火	金上コミュニティセンター	村田・村田新田・履形	海老沢・細工名・束原・新村
	4	水	中央公民館	緑町・杉・船窪	中政所・和泉川原
	5	木	中央公民館	諏訪町	中村・原・羽林
	6	金	中央公民館	上町・小原	新館・八日沢
	7	土	休日		
	8	日	休日		
	9	月	中央公民館	古坂下	古坂下
	10	火	中央公民館	桜木町	新栄町
	11	水	中央公民館	新富町	茶屋町
	12	木	中央公民館	新町	新町
	13	金	中央公民館	橋本・本町・鉄砲町	仲町・柳町
	14	土	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし
	15	日	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし
	16	月	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし

☆役場での受付は行っていないので、申告会場へお越しください。

☆申告会場は混雑を避けるため、行政区を指定していますので、ご協力をお願いします。

(指定日以外でも受付けますが、できるだけ指定日をお願いします。)

☆中央公民館での3月14日(土)～16日(月)の3日間は、地区指定がありません。

e-Tax (電子申告) の講習会を開きます

3月4日～3月16日(11日間)の受付時間中に受けられますのでお気軽にご利用ください。

☆必要な物：住民基本台帳カード(公的個人認証登録されているもの)

*カードの取得は、申請から1～2週間かかるのでお早めにお手続きください。

(詳細は、生活課 戸籍環境班 ☎84-1500に問い合わせください。)

大切なお知らせです。

平成26年1月から記帳・保存制度が定められたことにより
**事業(農業を含む)に関する申告相談には記帳した
 帳簿がないと受け付けできませんので注意してください。**

パブリックコメント募集(意見公募)

皆さんの声をお聞きます!



会津坂下町地域防災計画（案）に係る意見

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条に基づき、町では、地域防災計画の改訂作業を行ってきました。

今般、12月15日に開催された第2回会津坂下町防災会議において、審議された地域防災計画（案）に関し、下記によりご意見を募集します。

▼募集期間

1月5日（月）～2月3日（火）

▼公表の方法

- 町ホームページの「パブリックコメント」欄
- 各地区コミュニティセンター内
- 総務課 税務管理班での閲覧フロア内

▼提出方法

ご意見は下記の様式により、次のいずれかの方法で提出してください。

○郵送

〒969-6592 総務課 危機管理班 宛

○FAX：83-1361

総務課 危機管理班 宛

○メール

soumu@town.aizubange.fukushima.jp 宛

※封筒・件名には「地域防災計画（案）に関する意見」と明記してください。

○直接書面による提出

【様式】

- 件名：会津坂下町地域防災計画（案）に関する意見
- 氏名：（法人の場合は法人名）
- 住所：（法人の場合は所在地）
- 電話番号：
- 意見：＜該当箇所＞
＜意見内容＞
＜理由＞

※該当箇所が複数ある場合には、この様式を繰り返し記載してください。

▼問い合わせ先

総務課 危機管理班 ☎84-1533

第6期介護保険事業計画（案）に係る意見

第6期介護保険事業計画（H27～H29）の策定にあたり、その概要等を公表し、意見を募集します。ご意見は、町の考え方とともに、後日公表します。

▼募集期間

1月22日（木）～2月12日（木）

▼公表の方法

町ホームページへの掲載

生活課 保険年金班窓口⑤での閲覧

▼提出方法

書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先を明記して次の方法により提出してください。

○郵送

〒969-6592 生活課 保険年金班 宛

○FAX：83-1144

生活課 保険年金班 宛

○メール

hoken_nenkin@town.aizubange.fukushima.jp

○直接書面による提出

▼問い合わせ先

生活課 保険年金班 ☎84-1513

▼留意事項

- ・電話、窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- ・ご意見への個別の回答は行いません。
- ・意見の内容以外（住所・氏名等）は公表しません。